

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和1年7月18日(2019.7.18)

【公表番号】特表2018-528638(P2018-528638A)

【公表日】平成30年9月27日(2018.9.27)

【年通号数】公開・登録公報2018-037

【出願番号】特願2017-566144(P2017-566144)

【国際特許分類】

H 04 W	16/14	(2009.01)
H 04 W	28/04	(2009.01)
H 04 W	74/08	(2009.01)
H 04 W	72/04	(2009.01)
H 04 L	1/16	(2006.01)

【F I】

H 04 W	16/14	
H 04 W	28/04	1 1 0
H 04 W	74/08	
H 04 W	72/04	1 5 0
H 04 L	1/16	

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月14日(2019.6.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

e N B であって、

コンテンツウィンドウサイズを管理し、

第1のサブフレームにおける物理下りリンク共用チャネル送信に対応するHARQ-ACK値に応じて前記コンテンツウィンドウサイズを増大させ、

前記HARQ-ACK値のうち、所定の割合以上がNACKであると判定された場合、前記コンテンツウィンドウサイズを増大させ、

前記第1のサブフレームは、HARQ-ACKがフィードバックされたライセンス補助アクセスキャリアによる、以前の下りリンク送信バーストの開始サブフレームである、e N B。

【請求項2】

間欠送信は、NACKとして数えられる、請求項1に記載のe N B。

【請求項3】

前記コンテンツウィンドウサイズを使用することによって、バックオフカウンタが生成される、請求項1に記載のe N B。

【請求項4】

コンテンツウィンドウサイズを管理することと、

第1のサブフレームにおける物理下りリンク共用チャネル送信に対応するHARQ-ACK値に応じて前記コンテンツウィンドウサイズを増大させること、

前記HARQ-ACK値のうち、所定の割合以上がNACKであると判定された場合、前記コンテンツウィンドウサイズを増大させること、

を含む、eNB用の方法であって、

前記第1のサブフレームは、HARQ-ACKがフィードバックされたライセンス補助アクセスキャリアによる、以前の下りリンク送信バーストを開始サブフレームである、eNB用の方法。

【請求項5】

間欠送信は、NACKとして数えられる、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記コンテンツウィンドウサイズを使用して、バックオフカウンタが生成される、請求項4に記載の方法。